◆第三回 地下水等水資源保全研究検討委員会 会議録 (概要)

日時: 平成23年8月30日(火)午前9時55分

場所: 佐久市役所 501会議室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ*前回の会議事項の確認(事務局より)
- 3 議 題
 - (1) 佐久市における水資源保全対策等の意見について (シンポジウムにおけるアンケート結果より)

資料1ページから4ページまで事務局説明

Q 委員長

「議題の 1 については、30日に開催されたシンポジウムで、行われたアンケート結果ということですが、まず提出率の45.4%という数字は高いと考えてよいか?」

A 事務局

「いいほうだと考えています。20%や30%の場合もあると思いますので。」

Q 委員

「4ページのアンケート結果にあるとおり、私も二番目に要望が高い、佐久市条例改正による規制強化に賛成します。この地域はおいしい水を享受できる恵まれた環境にあり、(全体の森林総面積のうち) 46%ある私有林については、所有者の高齢化が進み、ますます管理ができない状況になっていくと考えられます。そのため、早い段階の保全のための条例を作っていくことが必要であると考えます。」

Q 会長

「46%(市内における私有林)の分布図はありますか?」

A 事務局

「数値では把握していますが、図面に落とすのは難しいと思います。」

Q 会長

「水源地を保全することになると、分布図面が必要になると思いますが、現段階ではその準備が難しいということですね。」

委員

「シンポジウム当日に私も参加しました。早めに会場入りしたけれど、後ろ側の席になり、皆さんの関心が高いことがうかがえました。全体の感想とすれば公水という考え方が市民の中にきっちり認識されていくことが、とても大切なことなのかなと考えます。 先日シンポジウムの内容を踏まえた記事が信毎の中に出ていて、まとまっていてとても良かったです。また、市民アンケート結果の中にもあるとおり、地下水や湧水に関する基礎的なデータを把握しておくことも大切と考えます。また、併せて最近問題視されている水の汚染問題についても心配していかないといけないですね。」

Q 委員長

「公水という意識が市民の中に浸透されていけば、こういった水資源の保全がスムーズ に進んでいくのではないか?水を公水と認めてもらうためにどうしていったらいいかと いうことを考えるのが重要ですね。

家庭用の浅井戸(の水質について)は、汚染について様々な地域で見受けられている、 という話が前回の会議の中でもありましたが、水道水源とすれば深い井戸が大半を占め ているわけですが、(汚染の対策について)事務局で考えていることはありますか?」

A 事務局

「今、生活環境課で家庭用の井戸の水質調査を定期的に行っております。そういった中で(水質の保全について)今後どうやって対策をうっていくかは考えていかなければいけませんが、だからといって今、具体的に何ができるかといったことは検討が必要です。」

委員長

「過去にやった水質調査の結果や地理的なものを、一度まとめられれば対策としての糸口が見えてくるのではないでしょうか?」

委員

「水道企業団で考えているのは、(H21, H22 からの引き継ぎの内容でもあるが) 水道水源地周辺の所有者を調べるだとか、法の規制に頼らずに、水源地の上流域の買収に取組んでいかなければいけないと考えています。」

Q 委員長

「水源余裕率は16%となっているようですが、それではまだ不十分と考えていますか?」

A 委員

「そうですね。千曲川から西側については水が豊富となっています。おそらく八ヶ岳からの水脈が千曲川に流れ込んでいるのと関係していると思います。千曲より東側について水源の開発調査を考えているが、おそらく(地下水が少ないので)難しいとは思います。」

委員

「水はただという認識を皆さんやはりお持ちですが、佐久地域の水は、安全な環境下にあり少ない塩素消毒をするだけで飲めるという貴重な水であります。一方、都市部等では24時間の監視体制の中、飲むための水を作るといった工場さえある。そういった場所では今後、人口も増える中、今よりも水が必要になるし、コストも上がっていくと考えられます。いかにこの地域が恵まれた地域であるかを分かってもらうため、啓発していく必要があるのではないでしょうか?」

委員

「水は基本的にただであります。ただし、飲むために給水地や配水池から運ばれてくる わけですから、施設や管理費に対して料金を課しているという考え方です。」

副委員長

「シンポジウムを会場で拝見しました。会場の皆さんからの話を耳にした中で、水や空気はただという考え方から、どうやって水が享受できているかを、そのルーツを今回のシンポジウムに参加したことにより大切さを再認識できたようです。皆さんの意識が少しづつ変わってきている気がしました。

水について量的な確保、質的な確保をどのようにやっていったらいいか、ということも 話の中でありました。」

委員長

「そういった意味で水のバランスを図る、あるいは質を測定するモニタリングというのも大切かと思いますね。」

委員

「アンケートの結果を見ましても、国や県への要望意識が高いということがわかりました。県では中間報告をする予定でいると聞いております。」

Q 委員長

「県の森林税については3月をもって終了するようですね。そのあたりは?」

A 委員

「そうですが、個人的な希望とすれば延長してほしいです。」

委員

「森林税についてこの間も言ったと思うんですが、荒廃地の解消のため水道水を飲んだ人からは、500円という金額をもらってもいいのではないでしょうか。」

委員長

「大きな問題ですね。地下水の涵養という事から見ると、水田に水をはったりした行為が地下水に大きな影響を与えるという話も聞きます。」

(2) 地下水等水資源の保全に関するルールづくりについて

資料 5 ページから 9 ページまで事務局説明 (それ以降の資料については補足資料として配布)

Q 委員長

「P6についての図面は佐久市だけでいいですか?

佐久市内で使っている水の量に対して、今後、保全に取り組んだ場合、どのくらいの水 の量が確保されると考えていますか?」

A 事務局

「その量の把握というのは難しいと思います。実際どのくらいの水が地下に存在するのか把握するのが難しい。

使用量についてでありますが、水道企業団からいただいた資料がP11以降にあります。」

A 委員

「佐久地域にどのくらいの水が存在するのか計算するのは非常に難しいと思います。 (利用の状況) についてはP11 のとおりです。

また、佐久市で利用する水については 70%が隣の佐久穂町から供給されています。 残り 30%について佐久市内から取水されている状況です。」

A 委員

「表の単位について分かりませんが、取水能力の単位とは?また、その横にある数字の単位は?」

A 委員

「取水能力は日量です。その隣については年間量になります。」

委員

「現在の自然環境保全条例であれば水源地が全く対象になっていないので、水源地の範囲を対象に入れないといけないと思います」

A 委員

「新たな条例を制定することは必要であると思います。しかしながら工場の誘致をする ことを考えれば規制について(慎重に)考えないといけませんよね。

例えばくみ上げる水について、業者に対して管理をさせるとか、地域をエリアに分けて取水量の制限を加えるなど必要ですね。」

Q 委員長

「地下水の保全となると規制が考えられる話になりますが、本来は水をうまく利用して、水を育てるといったところが基本的にあると思います。きめ細かい揚水量の設定はできるのでしょうか?」

A 事務局

「実際、佐久地域にどのくらいの水があるのかわからないと難しいです。」

Q 会長

「井戸を揚水すると、周辺に影響が及ぶということですが、現在の条例では 300Mの所有者からの同意をとることとなっておりますが実際は、何キロにもわたって影響が及ぶと考えられます。そのあたり条例が定まった背景は?」

A 事務局

「そのあたりのご質問ですが、もともと現在の条例(佐久市自然環境保全条例)は水資源を守る目的でできた条例ではないことがあります。そのため、やはり似たような条例をもっている近隣の市町村に集まっていただき連絡調整会議を開催しております。その中でそれぞれの自治体の条例を検証しています。」

Q 委員長

「連絡調整会議というのがあるんですね」

A 事務局

「はい。6月に発足しまして月1回くらいのペースで会議を行っております。 お話のとおり地下水の保全は佐久市だけで対応しようと思っても難しいわけです。その ため、他の市町村が持っている条例等を検証する中で、今後の対策を含めた連携を相互 に図っていければいいのかなと思っております。」

副委員長

「水は公水という位置づけをしっかりしたうえで、水の特性についも、きちっと認識していく必要がありますね。水は上流に位置する水源に限定するだけでなく、下流域で取水する場合であっても同じように考えなくてはいけないわけです。または、地下水といっても飲料用の水だけを対象に考えるのではなく、(飲料用に適さないような) 浅井戸から取水される工業用水についても同じ取扱いがされるべきではないでしょうか?

先ほど話にもあったとおり、地下水の水脈は市町村の境で途切れるものではないので そういった広い意味での水の保全が大切になると思います。」

委員

「そのとおりで、保全の対応について大切であると思います。

保全対応についてはその地域の事情もありますし、実情に即した形で(県など広範囲な ものでなく市町村単位で)検討がされればいいと思います。」

委員

「水資源保全に向けた新たな条例の制定という案に賛成します。40%ある私有林についても荒廃したような山林について市で買収などして整理していくのが良いのではないか?」

委員

「先程から話にでている公水という言葉を大切に、理念(条例)という中に掲げるのがいいのではないでしょうか?」

委員長

「確かに自然環境保全条例という条例はあるけれども、公水という言葉を全面に出した 新たな条例制定というのがいいのではないでしょうか?」

Q 委員

「既存の条例に、取水量が1日10立法メートルをこえる場合周辺の方に同意をとりなさいよとなっていますが、根拠みたいなものはありますか?また、既存の条例で井戸の採取の申請はありましたか?」

A 事務局

「10 立法メートルとは単純に換算すると 10 軒から 15 軒くらいが使用する量にあたりま

す。つまり一般の家庭1軒あたりが使用する分には全く影響はないわけです。

また、過去についても申請についてありません。例えば用途区域でいいますと、別の 法律の網にかかっていますのでこの条例について申請は不要なわけです。

井戸を使っている事業者に対しては今後、市としてもアンケート調査などして数値の 把握にも努めていきたいと思っています。」

委員長

「まとめますと新たな条例を作成していくという方向で話を進めるといった形でいいで しょうか?」

委員

「規制強化を優先させていくのはいかがなものでしょうか?目指す方向というものを示して理念を優先させていき、その中でうまく規制というものを入れていったらいいのではないでしょうか?

委員長

「熊本市の条例もそうですが理念というものをしっかりうたってありますよね。」

委員

「話は変わりますが沼を造成したことがありましたが、その時の条件として後で、復旧をすること。という指導を過去にされたことがあります。同じように水についても、(外国資本等)持ち出されてしまった場合でも、もとに戻させるという考え方がうまく取りいれられないでしょうか?」

委員長

「規制、規制ということにするのではなく、水の利用と保全とがうまくマッチングした 条例の策定を目指したいですね。」

副委員長

「ルールづくりという概念でいいのではないでしょうか?

とんでもないルールということではなく、社会一般的なものでいいと思います。

地下水については公水、つまりみんなの水なんですから、それには実行性を持たせるためにもある程度の罰則というのが必要ではないでしょうか?」

委員長

「そうですね、道徳としての問題がありますよね。法律の上には道徳としてのルールと

いうものがありますよね。皆さんが公水として使いやすいルールというのが必要で、そういった条例になっていけばいいですよね。

まとめますと規制というものを表に出すのでなく、理念をしっかり示してルールづくりをうまくしていきたい、ということでいいですよね。」

委員

「できたら理念として水の保全だけでなく、安全な水ということで水質の保全について も盛り込んでもらいたいです。」

委員

「今回の委員会に参加させてもらって水の大切さを改めて感じました。市民への協力を してもらうということで市民啓発という言葉をこの中で重要に掲げてはどうでしょう か?」

Q 委員長

「はい。これ以降のテーマについては内容が難しくなりますが、本日は時間的に忙しい のでいかがなものでしょうか?」

事務局

「ここからは次回に回させていただきまして、保全の地域は指定するのか、あるいはしないのか?といったところから始まり事務局のほうである程度の案をお示ししたいと思います。」

(4) その他

事務局

「前回に議会で運営されている水資源等環境研究会と意見交換会を実施したいとお伝え しましたが、日程調整がまだできませんので改めて連絡させていただきます。」

事務局

「連絡調整会議の話をさせていただきましたが、目指していくもの(条例)が佐久市だけ独自のものにならないように、各地域でも受け入れられるような、同じような形で調整を図っていきたいと考えております。佐久だけを小さく守るようなものであってもいけないと思いますので、そんな形で進めたいと思っておりますのでお願いします。」

4 閉 会(12時05分)